

茄子川郷土史

茄子川と財団の歴史「明治～平成」

要約版



発刊あいさつ

今年は財団設立90周年の節目にあたります。

茄子川のことを知るには、まず、財団の歴史を知っていただくことが大切と考えます。

茄子川地域は東に霊峰恵那山、西に笠置山を仰ぎながら、緩やかな扇状地形が開けています。

風光明媚、肥沃で豊かな広大耕地を有しており、穏やかな自然風土にあります。

古の時代から茄子川の歴史は脈々と流れ引き継がれてきました。

この節目を捉えて、財団の保有する古文書を紐解き、地域の皆さんに郷土を知っていただくため、本書の編纂、刊行の機会としました。

地域の歴史は、地域の宝です。

「温故知新」使い古された諺ですが、新しい時代を築くには、過去の歴史を知ること重要です。

リニアの時代が到来します。

私たちの茄子川を誇り、伝える郷土史となることを願い発刊の御挨拶と致します。

令和5年10月吉日

茄子川地域振興財団

副理事長(兼)編纂委員長 水野幸雄



坂本川源流



源根里山100年林

はじめに

茄子川地域と茄子川財団の関わりは、これを切り離して語ることはできない。

茄子川地域は、保古山眼下の西北斜面に向かい広大な扇状地形を成している。

この地勢は、肥沃で豊かな田畑を備え、古の時代から茄子川という1つの地域形態をなす区域として生まれた。

その区域は、茄子川という風土を育み歴史を積み重ねて、今日の茄子川があると考えます。

茄子川区民は、その風土と長い歴史の中で様々の災害、難事等に遭遇し、これを乗り越えてきました。

この経験から学び取り、そこで培った知識、力量（以下。住民力という。）は、時代が変わり、茄子川村から茄子川区、財団と移り変わっても、住民力は根底に脈々と流れ、立派に引き継がれています。

茄子川は、住民力を生かしながら、郷土を思う強い信念と絆で結ばれ、茄子川地域と財団は一心（一致したる心）にて、切り離はなすことができないと考えます。

茄子川村

茄子川村は、江戸幕府の命により、道中奉行が編纂した『御分間御延絵図』に、茄子川村と明記されています。

その後、明治維新の郡区町村編成法により、従来の行政区画の変更のなかった茄子川地区は茄子川村として復活誕生した。

今の中津川市大字茄子川が茄子川地域です。

茄子川財団

茄子川財団は、民法の規定に基づき昭和8年1月農林大臣の認可を得て、公益法人茄子川産業振興財団として設立された。

平成の公益法人大改革により、80年の歴史をもつ財団も大きな岐路に立たされた。住民力の結晶、努力により設立された前財団を引き継ぐため、新法の規定に基づき新たに県知事の認定を受けて、平成25年4月1日公益財団法人茄子川地域振興財団が誕生しました。

茄子川財団は茄子川の住民により組織運営されているめずらしい公益財団法人です。

入相支配地から生まれた住民力

江戸時代茄子川は肥沃な田畑を有し、町並みや集落が建ち並び村としてその形態はすでに整っていた。

茄子川村は、この地方では多くの石高を揚げる豊かな村であった。

江戸幕府は旗本に力を持たせないため、領地を分割して与えた、これが入相支配地です。

幕府は茄子川村を、尾張徳川家直轄の蔵入地として、四人の領主の入相支配地とした。

各領主は、入相領地を庄屋、名主、年寄に全て管理を行なわせていた。

入相支配地には、領主は愛着をもたない。

祭事や重要問題等は、全て庄屋、名主に任せて地域を治めさせていた、その習慣が長く存在した。

この習慣は、茄子川の風土に馴染み長い年月にわたり育まれ、茄子川地域に定着した。

このような歴史の中、地域のことは自分たちで治めるというやり方（住民自治）、住民力の背景と考えられる。

明治維新により庄屋、名主制度が廃止されたが、その後も庄屋、名主は、そのような慣習経験を生かして、地域の重要な役割りを荷い、区民の先頭に立って、結束（住民の取り纏め）を高め、行動発言し、臆せず事を導かんとする強い意志（自分たちの能力で治る）が茄子川に定着し引き継がれてきた。

郷土に対する強い思い、住民力は今も生きています。

住民力の事例

中津川市への合併反対運動と騒動、源根溜池築造請願と建設運動、財団設立運動など地域に係る重要課題に取り組む姿勢は、時には実行委員会を設置し、住民総参加の体制を敷き実行した、住民力の記録が残っています。

入会権と部落有財産

江戸時代から茄子川住民が里山（保古山に連なる山林一帯）に入山し、旧来からの入会習慣に基き、もや、柴草、落ち葉等を採取して堆肥にし、田畑の肥とした。

この入会山の採取の権利を入会権いう。入会山〔入会〕は、当時農業は生活の全てであった。農業と耕地、山林は、切り離しては考えられないことから、山林がなければ耕地は不毛化してしまい農業は出来ない。

山林と耕地は一体であるということから、入会権や旧慣使用権という権利が生まれた明治維新の地租改正により、茄子川区が管理していた一村総持ちの山林は、入会権がある部落有財産で、この財産が財団設立時の基本財産です。

茄子川区の公共事業

部落有財産は、茄子川区が割山（わりやま）や田畑を地域住民に貸与し、面積に応じて賃貸使用料を徴収した。

この賃貸使用料は、毎年度茄子川区会の事業予算として諮られ、地域住民の要望等を受けて茄子川地域の公共事業に充当された。

茄子川区会には、区長、代議員会が置かれ、茄子川区民の要望、意見を受けながら坂本村の行政とは別に、茄子川区独自の公共事業等を行っていた。

既に茄子川区では、独自の住民自治がこの時代から行われていた。

茄子川区会とは

明治の郡区町村編成法により、茄子川村が誕生した。

明治30年に千旦林村と茄子川村が合併、坂本村となった。

しかし、両村は従来の区制を踏襲して、坂本村の中に千旦林区、茄子川区が存在して、行政事務が行なわれていた。

* 茄子川区会の自主運営

村の行政は、租税収入により賄われ、住民福祉の向上や公共事業等に充当され、行政運営が執行されていた。

茄子川区では、区民に貸与した土地（部落有財産）の賃貸料収入を資金（財源）として、村の行政と合わせて茄子川地域の振興を図る公共事業等を自主的に行い、個性ある独自運営を行っていた。

今の地方自治法でいう、普通地方公共団体（市町村）と特別地方団体（財産区）に類似した形態のようなものが茄子川区と坂本村との関係であったと考えられる。

部落有財産の整理処分

坂本村は、県の進める部落有財産林野の整理、入会地の統一とその帰属の明確化事業に従うかたちで、部落有林野の整備を進めた。

この時、坂本村には、千旦林区、茄子川区が存在していた。

村は茄子川区有地の管理のあり方について検討をすすめた。

昭和4年茄子川部落有財産整理委員会を設置し、財産の処分について調査研究、併せてこの事務を行う整理事務所を設けた。

部落有財産整理委員会は、茄子川部落有財産の処分方法について、具体的にその事務を進めるため、別に起草委員会を設け、処分案の起草策定を任せた。

起草委員会は、7名の委員で構成され、県林政課の専門技師を招聘し、指導を仰ぎながら処分案が策定された。

昭和5年11月27日の茄子川部落有財産整理委員会は、起草委員会の処分基本方針を満場一致で議決した。

部落有財産の処分基本方針

- 1 土地は、現在貸し付けている者に売却する。
売却代金は、坂本村へ寄附し、茄子川地区の公共事業に充当すること。
- 2 諏訪神社に係る土地、山林は、神社へ寄附する事を条件に坂本村へ無償譲与する。
- 3 土地、山林で割り山として、貸与しているものは、条件を付けて坂本村へ無償譲与する。
割り山の権利義務その他一切を村において継承する。
永久に茄子川住民に使用収益をさせるものとする。
- 4 坂本村へ無償譲与した土地山林は、法令その他の事由により、村財産を分割せんとするとき、元譲与したる茄子川住民所属の法人団体の所有とすること。

起草委員会の特記事項

将来必要を感じて、法人団体を設置するとしても、上級庁の承認なき議は削除するも放つなしと記されている。

＊上級庁の承認とは、公益法人のことの示唆である。

処分方針の中で特に記録に残された事項

公共事業については、特に源根溜池の築造建設を明示した。

その他の公共事業について区民より陳情書を提出してもらい、村長に要望した。

昭和7年茄子川区会において、源根溜池新設の件が議決され併せて源根溜池工事請願運動の件も議決され、実行委員会を組織して、請願、陳情行動を重ねながら、県知事に請願書を提出した。

茄子川区では、既に昭和4年頃から県の部落有財産のありかた動向を事前に承知していた。部落有財産処分等について、茄子川区会内部で既に、住民所属の法人団体の設立の調査研究が進められていた。

高山市出身の牧野英一法学博士が民法の権威者であることから、区民のつてを頼りに法人団体の設立について幾度も相談に訪れ、その指導を仰いでいた記録が残されている

公益法人茄子川産業振興財団の設立

茄子川地域の山林等の財産を住民のために如何に維持管理し、地域の発展と子孫にいかに残していくべきかとの研究が区会にて長年行なわれていた。

この機会は、部落有財産の整理統一処分という行政を取り巻く環境の変化により訪れた。

村議会で財産の処分方針が決定され、この決定に基づき法人団体の設立の機運が急に高められた。

この変革期を捉えて、今まで長年、研究し、温めてきた法人組織の設置について、この好機

に合せるように、高い識見と英知を有する方々の努力により、茄子川財団の設立が成し遂げられた。

この財団設立の道のりは厳しいものだったことが、残された記録から推察できる。

坂本村議会の議決

坂本村議会は、公有財産を特別基本財産として、茄子川地区の振興発展に資することを目的として、昭和7年3月28日村財産の処分について、条件を付して、公益法人茄子川産業振興財団設立のため財産譲与（寄附行為）の議決をした。

財団の設立目的

財団の設立目的を、茄子川地域における産業の振興及び環境の整備に寄与することを設立目的とした。

目的事業は、農業業務の改良、山林の育成と整備改善、環境の整備改善その他財団の目的を達成するために必要な事業とした。

険しかった農林省の認可

設立認可の上級官庁は、事業目的に基づき農林省であった。

認可の道のりは険しく、国の認可を得る事前協議として、県庁に出向き、何回も農林課をはじめ各課を訪れ、協議を重ねた。

この県協議の後、国への認可申請事務が始まり、設立の趣旨を理解、説明するため幾度となく農林省を訪れ文書課の山積み書類の中から設立申請書を通過してもらい、農林大臣の決裁許可までに何ヶ月も要するのが通常の経過であった。

この時の農林大臣は、牧野博士の弟 代議士牧野良三氏であった、この好機は重なるもので、申請人は村長の篠原基一氏で茄子川の人であった。

ことは地元出身の大臣という有利性を生かして3、4日中に認可を漕ぎ着けようと嘆願を繰り返したが、県との協議のように進めず苦慮したこと又、農林省各課に陳情に行き、その夜、雪が降る中（夜来降雪中、目下約三寸前途尚積雪ノ次第二候「原文」）でも、各課長の私邸まで訪問して懇願した苦労の様子や東京まで来たのに東京見物も出来ないこと、そして、区民の大きな期待が込められた請願署名簿を携えて、認可を得るための悪戦苦闘の行動状況が、記録に残されている。

今では、東京まで約2時間での距離であるが、この時代は一中夜掛かりの上京で、その苦労の度合は計り知れなく、今では理解できない行動力に感服である。

公益法人茄子川産業振興財団は、昭和8年1月25日農林大臣の認可を取得て、設立された。

この財団は、茄子川区及び茄子川造林土工森林組合を、継承した公益法人です。

新法人地域振興財団の誕生

平成の大改革、公益法人改革に伴い茄子川財団は、大きな岐路に立たされた。

この存続のため、事業目的を大きく転換しなくてはならないこととなった。

茄子川地域の振興発展を図ることを基本理念に掲げて、新法の規定による公益財団法人茄子川地域振興財団として、平成25年4月1日県知事の認定を取得し、新しく生まれ変わった。

この新しい財団では、少子高齢化社会に対応した地域の活性化対策として、若者が地域に定着し安心して暮らせる地域づくりと生活環境の整備を図り、地域振興に取り組む財団です。その具体的事業は、住宅用地の賃貸使用料を低廉価格に設定して、安心して住宅建設ができることで、若い人たちが地域に定着でき、地元企業で働くことができる定住化促進事業に取り組んでおります。

その実績は中津川市で唯一人口増加地区であること、併せて高齢化率は市内で一番の低率を維持しており、多くの若者が安心して暮らせる茄子川地区となっています。

地域振興策の助成事業では、地域の集会所の建設事業、トイレの水洗化事業、溜池、農業用水改修事業、通学路の交通安全人形設置事業、ごみ収集施設建設事業など住民生活に直結した生活環境の整備事業に助成しております。

また、リニアの開通に併せて首都圏からの時間的な距離が大きく短縮されることから、本社機能を有する先端企業の誘致を計るため、中津川市との協定に基き、若者の働く場所確保のため、工業団地建設用地の提供支援を図り、地域の発展と活性化に大きく貢献できる事業を進めています。

茄子川の歴史に残る事業

茄子川造林土工森林組合

部落有財産の割山に賃貸契約に基き、地上権を設定して、この地上権を森林組合に出資し、組合員として森林の維持管理を積極的行なうため、大正5年に茄子川造林土工森林組合が設置された。

この森林組合は、山林事業だけでなく、苗圃事業から植林、伐採そして溜池改修、道路改修等手がけて、地域の雇用を生み出す事業を実施して賃金収入を得ることのできる仕組みを創り、地域に大きな効果をもたらした。

この森林組合は、財団の設立に伴い解散となった。

耕地整理組合の設立

茄子川区には、未開発の土地が多く存在していたため、明治から大正にかけて、坂本村と茄子川区は開拓（開墾）事業を奨励し、助成制度を設けて事業の拡大促進を図った。

第1耕地整理組合、第3耕地組合等の開拓事業はその走りとなった。

これが見本となって、次々に各部落で整理組合を組織して開拓が進められた。

茄子川区は、事業資金を調達するため、地元で財力のある人たちに事業資金の出資を募って資金としたり、信用組合の保証人として事業資金を借り、その見返りに償還金の助成など手厚い支援を行い開拓事業をすすめ、区内に多くの農地を生み出し耕作地の拡大を図った。

この事業は、地元雇用対策や不況対策事業に大きく貢献した。

開拓地の主なものは、古くは鯉ヶ平、広久手、明治では、二軒家、その後上平、曙の開拓事業であるが、個人開拓（開墾）申請も多数あって、村、区はこれらにも手厚い援助を行なった。開拓事業に伴い茄子川地区には大小さまざまな多くの溜池が誕生した。

この開拓事業に伴い、茄子川地区に他町村からの多くの人が入植された。入植者は、大変な苦労を重ねながら開拓を成し遂げられて、多くの耕地が誕生した。この開拓により人口は増加し、今日の茄子川地域の発展に大きく貢献した事業です。

不況対策事業

昭和7年ころから、特に国の経済が疲弊し、地域住民の生活が苦しくなっていくことから、茄子川区会では「不況に対して経済界はこれを考慮する件」として議案決議した。

本来なら国、県、市町村が、これは関わるべく事項であるが、茄子川区では、地域にもかかわる事であるから、区会で提案し審議する必要があるとして、あれこれ議論が重ねられ、茄子川区会で「不況救済事業に関する件」として議決し、不況対策委員を設け、この対策に当たったと議事録に残っている。

そのため、茄子川区では、溜池改修、用水修繕、道路修繕（道なおし）等の単独事業を計画して、県農山村不況対策事業の奨励助成金を活用し、併せて区会計でも助成金を計上して地元住民の賃金収入を増やすことで、この不況を乗り越える事業を進めた。

また源根溜池の建設事業も、この不況対策の対応事業として、国、県、村補助金を活用として、茄子川区、財団が多額の資金を援助した。

養蚕産業

明治中期から昭和はじめころにかけて、茄子川地区の農家は養蚕業が副業として普及した。茄子川でも蚕種製造業の鑑札を受けたものもいて、村の主要産業となった。

茄子川区では、田畑を桑畑に変更するための財政支援など養蚕産業の支援育成に努めた。

このように、茄子川区、茄子川財団の行動（活動）を見ると、単なる団体組織ではなく、地域建設事業や行政機能まで行い、茄子川地域を牽引する公的な機関であった。

茄子川地区の発展は、その時々の人々の智慧、努力により、今日の茄子川があります。

歴史が育んだ住民力という財産は、脈々と子々孫々に引き継ぎ残したいものです。

大切なことは、歴史から学び、郷土を知り愛することだと考えます。

茄子川の部落有財産の経過

明治4年の廃藩置県により藩主の持っていた領地は明治政府の直接統治下とされた。

明治5年名古屋尾張藩から岐阜県に引き継がれた。

政府は、官有地、私有地、公有地に区分した。

茄子川村は、江戸幕府時代から存在し、明治政府になって、これを引き継ぐ坂本村が誕生した。

村民が薪、炭、落ち葉（堆肥）を収集するため、入会山は公有地とされた。

明治9年地引帳が作成された。

県は、地引帳の作成を戸長に命じ、その手順として、耕地と山林に分け、田、畑、屋敷、山林、原野、池沼、官有地、公有地、神地、墓地に総て1通で調べることに

しかし、入会山は番外と心得るべしと記されている。

これが一村総持ちの入会地で部落有財産である。

これが後の土地に係る基本公簿となった。

明治37年坂本村は、基本財産特別基本財産積立金穀及び不動産管理規程を施行した。

この規程は、村の基本財産の管理を定めたものであった。

しかし、この規程に係る土地以外の土地については、細則によるものとした。

村では、坂本村茄子川区有地貸付に関する細則を定め、茄子川区有地を開墾、溜池、水路等に区分して、貸付の管理を行なった。

明治43年茄子川区山林分割貸付に関する規定を定めた。

分割山の配分、貸付料、期間等を定め管理した。

茄子川区は、村の基本財産管理規程に基づき、区有地の管理権と貸付料徴収権を得て、茄子川区の独自運営が行なわれた。

区内の事業予算、決算は、村議会及び茄子川区会で議決されていた。

部落有林野財産の処分（寄附行為）に基き、昭和8年茄子川財団が設立され、茄子川区の自主運営は消滅した。

財団設立により、土地の賃貸料収入を用いて、住民のための公益事業を幅広く弾力的に地域の要望を受けて推進でき地域振興がより図れるようになった。

参考に

明治29年明治政府から訓示を受けた。（「訓示」は嚴重注意のこと）

村は財産管理について、茄子川区長に放任し、『管理証も徴収しない向きがある』として（「訓示」は嚴重注意）しているが、これが明治37年の管理規程に生かされた。

【目次】

第1章 開墾の歴史

「開墾の歴史」	1
字西通りの開墾（明治28年）	1
字坂本、字広久手、字鳳雲庵の開墾（明治28年～30年）	1
字坂本の開墾（明治29年）	1
開墾願いによる認可証（明治30年）	2
坂本村の開墾規約（明治30年）	2
茄子川区有土地貸付に関する細則（明治37年）	3
字西通り、字中畑の開墾（明治42年）	3
学校林の開墾（大正2年）	4
二軒屋の開墾（大正2年）	4
ロンチの開墾（大正2年）〈茄子川西通り小字ロンチ開墾願い〉	5
旧御料林の開墾（大正4年頃）	5
二軒家の開墾（大正4～5年頃）	5
馬捨場の開墾（大正5年）	6

第2章 分割山の歴史

「分割山の歴史」	7
里山の歴史（江戸時代）	7
里山の歴史（明治）	8
里山と分割山	8
里山と間民有地区分（明治7年）	9
分割山の売買（明治26年）	9
茄子川村の分割山規程（明治28年）	10
分割山の分割状況（明治30年頃）	11
茄子川区山林分割貸付の定め（明治）	12
坂本村不動産管理規程と茄子川区有地貸付細則	12
山林分割貸付規程（明治43年）	13
分割山の伐採事件（大正15年）	13
音坂の松虫被害（大正15年）	13
組別分割山掟米（昭和6年）	14
鳥舎（トヤ）（昭和15年）	14
陶土の採取収入（昭和24年）	15
分割林の木材活用（昭和24年）	15
割山組合の調べ（昭和40年と平成7年）	15
分割山の現状（平成19年）	17
地域防災対策総合治山事業（平成22年）	17

第3章 青木ヶ原開発と下山開発

「青木ヶ原開発と下山開発の歴史」	19
兵舎のこと（明治43年）	20
軍用地払下げ（昭和26年）	20
農業センター建設（昭和33年）	20
ミキ観光開発と恵那峡パークゴルフ場（昭和42年）	21
中核工業団地、組合運動公園、流通卸売団地の建設（昭和59年）	22
ゴルフ場の水問題（昭和62年）	23
曙ミニゴルフ場（昭和63年）	23
里山のハングライダー基地（平成2年）	23
林間学校の撤去（青木ヶ原開発）（昭和63年）	23
青木ヶ原開発推進協議会（昭和63年）	23
ユーグリーンゴルフ場の水利関係（平成元年）	24
環境対策委員会（平成2年）	25
茄子川諏訪地域の農業用水に関する覚書（平成7年）	25
（株）恵那峡パークカントリークラブの解散と太陽光発電について（平成28年）	26

第4章 災害の歴史

「茄子川の災害の歴史」	27
明治37年大災害の記録（明治37年）	27
四ツ目川災害（昭和7年）	27
枯穂被害（昭和10年）	28
9・28災害（昭和58年）	28
9・19災害（平成元年）	28
備蓄倉庫の設置（平成15年）	28
防災治山事業（平成21年）	29
東北大震災に対する義援金について（平成23年）	29

第5章 交通の歴史

「茄子川の交通（道路、鉄道）の歴史」	30
道路の歴史	30
中山道のこと（文化3年）	30
国道8号線（明治維新後）	30
往還と中山道（明治26年）	31
中山道～国道へ（明治44年頃）	31
鉄道の歴史	32
国鉄中央線の用地（明治33年頃）	32
国鉄中央線鉄道工事	32
鉄道用地買収（明治34年）	32
中央線工事（明治35年～41年）	33

美乃坂本駐車場の設置（大正5年）	33
停車場設置の地元負担区分（大正5年）	34
停車場設置に伴う住民要望（大正5年）	34
美乃坂本駅の設置に伴う財産処分（大正5年）	34
美乃坂本駅の開設（大正6年）	35
地名（名称）なつかしい記録	36
古い呼び名・地名	37

第6章 茄子川村及び区の歴史

「茄子川村及び区行政の歴史」	39
行政 茄子川の沿革	39
行政 茄子川の人口（明治14年）	41
組合村役場（明治17年）	41
役場新築と位置（明治25年）	42
坂本村の合併議決（明治29年）	43
第1回坂本村議会（明治30年）	44
田植え時期の統一（明治36年）	45
害虫発生のお知らせ	45
茄子川の人口（明治32年）	46
行政区と区長の設置（明治44年）	46
収入役の選任の件（明治44年）	47
茄子川の行政の流れ（明治～大正）	48
二軒家の設置（大正8年）	48
醤油会社事務室での区会開催（大正12年）	49
茄子川区会録（大正12年）	49
美恵橋への寄付（大正13年）	50
公共事業の補助（消防、学校）（昭和3年）	50
茄子川区不作時の年貢（昭和4年）	50
山林失業救済農事業（昭和5年）	50
岐阜県の救済事業の実施（昭和7年）	51
葬具貸与事業（昭和6年）	51
茄子川の人口（昭和7年）	52
町内会等の設置（昭和15年）	52
婦人会の結婚改善のこと	52
茄子川の戸数（昭和40年頃）	53

第7章 森林組合の歴史

「森林組合の歴史」	54
茄子川村の林野	54
地上権の設定（大正4年）	54

茄子川造林土工森林組合の設立（大正5年）	55
森林組合の解散（昭和9年）	57

第8章 部落有財産の歴史

「茄子川部落有財産の歴史」	58
茄子川の部落有財産	58
部落有財産と旧慣使用権	58
明治の間民区分（明治7年）	59
神社（皇宮）有地の区分（明治34年）	59
墓地の管理区分（明治35年）	60
旧財産区制度化での茄子川の基盤づくり	60

第9章 茄子川の財政運営の歴史

「茄子川の財政運営の歴史」	61
財政運営から見た茄子川の歴史（明治28年頃～）	61
きの子山税、鳥屋税収入（明治35年～36年頃）	63

第10章 賃貸料の歴史

「賃貸料の歴史」	65
年貢の徴収日（昭和9年）	65
二軒屋の掟米問題（昭和10年）	65
二軒屋掟米の争い（昭和10年）	66
二軒屋掟米の訴訟（昭和10年）	66
貸付料の推移（昭和10年～12年代）	67
賃貸料の推移（昭和44年～平成9年）	68

第11章 産業の歴史

「産業の歴史」	69
茄子川窯業のこと（弘化2年頃～）	69
茄子川焼（明治から大正時代）	70
茄子川の瓦製造のこと（明治～）	70
茄子川馬場氏と陶器（窯業）	70
茄子川の陶器生産（明治7年～24年）	71
茄子川焼と成瀬誠志	71
茄子川の養蚕のこと（明治15年～）	72
養蚕原種合格証（明治44年～）	72
坂本館の蚕種製造（大正6年）	72

米の増産奨励（昭和20年）	73
醤油会社のこと（大正2年頃～）	74
鳥屋のこと	74
木炭の産業（昭和17年）	74
石材業のこと（明治44年）	75
源根石のこと	75

第12章 財団の歴史

『財団の歴史』	76
起草委員会（大正9年）	76
財団設立のための組織（昭和5年）	77
財団設立（処分案起草委員）（昭和5年）	78
部落有財産処分承認のこと（昭和5年）	80
茄子川産業振興財団の名称（昭和7年）	80
財団設立（部落有財産処分議決）（昭和7年）	80
財団設立と茄子川区会の動き（昭和7年）	82
茄子川産業振興財団の寄附行為（昭和8年）	82
財団設立（請願書）（昭和8年）	83
初代理事長の選挙	84
設立時の財産（昭和8年）	85
茄子川区の解散（昭和8年）	85
財団設立準備（協議会）（昭和8年）	86
新法人への移行	87
地域振興財団の移行経過（平成16年）	87
「公益法人移行認定」申請手続きの承認について（平成22年）	88
『財団運営の歴史』	89
財団の運営（昭和8年～）	89
100年林建設（昭和57年）	90
保古山について（平成21年）	90
シンボルマーク（平成26年）	90
リニア駅の設置と開発協定（平成26年）	91
中津川西部テクノパーク構想（平成28年）	91
財団センターの建設	92
財団センターの建設の経過（平成6年）	92
記念式典	93
設立祝賀会（昭和8年）	93
設立10周年記念式典（昭和17年）	93
設立20周年記念式典（昭和27年）	93
財団設立30周年記念（昭和37年）	93
財団設立80周年及び地域振興財団設立式典（平成25年）	93
財団の公益目的事業	94

『定住化促進事業』	94
三坂団地建設事業（昭和42年）	94
二子塚団地建設事業	94
『健康増進事業』	94
マレットゴルフ場運営委員会（平成21年）	94
『体験学習事業』	95
里山体験学習会事業（平成25年～）	95
地域振興事業	96
地域安全情報センター設置事業助成について	96
終末処理場建設に伴う環境整備助成（平成25年）	96
地域振興事業（助成金支払い状況）（平成25年度～）	97
『裁判関係』	100
二軒屋訴訟事件（昭和10年）	100
グリーンランド事件と区民運動（昭和42年）	100
区民の署名運動（昭和43年）	101
処理委員会の発足（昭和43年）	101

第13章 神社仏閣の歴史

「神社仏閣の歴史」	103
五百羅漢のこと	103
二軒屋のお宮のこと	103
【諏訪神社】	104
諏訪神社宝物の照会文書（明治30年）	104
諏訪神社式典の届け出（明治30年）	104
諏訪神社 神社への寄付（明治31年）	105
社寺用地払下願（明治34年頃）	106
諏訪神社 神社会計の歴史（大正元年～昭和40年）	106
刀剣の紛失の件（昭和10年）	108
神馬から花御輿（昭和11年）	108
御神馬の件（昭和15年）	108
雅楽器購入（昭和27年）	108
諏訪神社の獅子舞の刀のこと(昭和36年)	108
諏訪神社（御神刀所有届）（昭和37年）	109
花馬のこと（37年）	109
【五百羅漢】	110
御料地五百羅漢の払下（明治34年）	110
【源長寺】	112
お寺 源長寺（大正13年）	112
源長寺檀徒総代選挙の件（昭和11年）	112
源長寺（昭和30年）	112

第14章 公共施設の歴史

舞台のこと	113
学校のこと	113
郵便局、駐在所（警察署）のこと	113
【舞台のこと】	114
舞台について	114
（江戸時代文化8年）	114
（江戸時代）	114
舞台の栈敷席再建絵図（明治21年）	115
芝居興業のこと（明治31年）	116
茄子川劇場建設（大正10年頃か）	117
【学校のこと】	118
尋常高等小学校（明治5年～42年）	118
学校の建設（明治34年）	118
害虫駆除作業（明治36年）	118
学校の合併と移転（明治39年）	119
【郵便局のこと】	119
郵便局の問題（昭和5年）	119
茄子川の郵便局（昭和9年）	119
『駐在所のこと（明治36年頃）』	120
【自動車試験場のこと】	120
自動車試験場用地（昭和39年）	120
【テレビ中継塔のこと】	121
根の上テレビ塔の設置（昭和37年）	121
『射撃場の設置』（昭和37年）	121

第15章 合併紛争の歴史

「合併紛争の歴史」	123
茄子川村の合併（昭和25年）	123
茄子川地区市制問題協議会（昭和27年）	124
合併への中立を訴える声明（昭和29年）	126
合併反対運動激化（昭和29年）	127
県庁請願と反対運動（昭和29年）	127
婦人会の反対運動（昭和29年）	128
分村運動起きる（昭和29年）	128
西諏訪クラブ刺激紛争事件（昭和29年）	128
分離祈願祭（昭和29年）	128
茄子川住民投票の実施（昭和29年）	129
独立村発足協議（昭和29年）	129
恵那市分離編入の請願（昭和29年）	130
合併反対行動と投票所設置問題（昭和30年）	130

分離促進行動（昭和30年）	131
解決委員会設置（昭和30年）	131
ハンスト行動（昭和30年）	131
否納税の動き（昭和31年）	132
中津川市編入に係る調定（昭和29年6月27日）	133
円満解決のための声明書（昭和29年）	133

第16章 源根溜池、二軒屋溜池、源衛林道の歴史

『源根溜池』	135
源根溜池と財産処分（昭和5年）	135
源根溜池新設事業と失業救済（昭和7年）	136
源右衛門の碑移転（昭和63年）	137
【二軒家の溜池】	137
二軒家の大溜池（大正5年）	137
【源根林道】	137
源根林道（昭和7年）	137
源根林道について	137
源根林道（記念碑建設）（昭和62年）	138
リニア展望台（昭和62年）	138

第17章 里山の遺産

里山の遺産のこと	139
----------------	-----

資料編	142
-----------	-----